

8 明治10年

原文 明治10年	テキスト
<p>十年一月十八日 正院ノ稱ヲ廢シ正權大少史主 事法制官以下並出仕御用掛等總テ廢セラレ更 ニ太政官中正權大少書記官及属官十等ヲ設ケ 調査局ヲ置キ局中ニ政表掛ヲ置カル 是日正六 位杉亨ニヲ權大書記官ニ 世良太一 相原重政 ニ等属ニ 南摩綱紀ヲ四等属ニ 物集女清久ヲ六 等属ニ 鈴木敬治ヲ七等属ニ 山本臣承ヲ九等属 ニ任セラル ○十九日 太政官權大書記官杉亨ニ 調査局専務トナル ○廿日 柳田友廣ヲ太政官五</p>	<p>100118 十年一月十八日 正院ノ稱ヲ廢シ正權大少史主 事法制官以下並出仕御用掛等總テ廢セラレ更 ニ太政官中正權大少書記官及属官十等ヲ設ケ 調査局ヲ置キ局中ニ政表掛ヲ置カル 是日正六 位杉亨ニヲ權大書記官ニ 世良太一 相原重政 ヲ二等属ニ 南摩綱紀ヲ四等属ニ 物集女清久 ヲ六等属ニ 鈴木敬治ヲ七等属ニ 山本臣承ヲ 九等属ニ任セラル</p> <p>100119 ○十九日 太政官權大書記官杉亨ニ調査局専務 トナル</p> <p>100120 ○廿日 柳田友広ヲ太政官五等属ニ 山寺信炳 ヲ太政官六等属ニ 倉持義山 杉山親ヲ太政官 七等属ニ 横田正綱 町野精藏 宇川盛三郎 村 上義方 高橋二郎 菊池忠 新井金作 松岡秀之 呉文聰ヲ太政官八等属ニ 杉山鷄児 岡松徑 浦野元純 間庭又次郎 石野唯智 鈴木幸英 小 川為次郎ヲ太政官九等属ニ任セラル</p>
<p>次郎ヲ太政官九等属ニ任セラル ○二月廿六日 等属ニ 山寺信炳ヲ太政官六等属ニ 倉持義山 杉 山親ヲ太政官七等属ニ 横田正綱 町野精藏 宇川 盛三郎 村上義方 高橋二郎 菊池忠 新井金作 松岡 秀之 呉文聰ヲ太政官八等属ニ 杉山鷄児 岡松徑 浦野元純 間庭又次郎 石野唯智 鈴木幸英 小川為</p>	

文部省上申ス政表ニ開載スヘキ事項ハ悉ク載セテ年報書中ニ包括ス 只年度ノ差アルノミ因テ自今政表ハ進達セシテ可ナラン歟(や) 本局之ヲ審案(しんあん=吟味)シテ曰(いわく) 敢テ障碍ナシト裁可ス

○二月廿六日

文部省上申ス政表ニ開載スヘキ事項ハ悉ク載セテ年報書中ニ包括ス 只年度ノ差アルノミ因テ自今政表ハ進達セシテ可ナラン歟(や) 本局之ヲ審案(しんあん=吟味)シテ曰(いわく) 敢テ障碍ナシト裁可ス

○三月五日

内務省上申ス明治七年調査全國戸籍表編纂成ルヲ以テ上梓シ普ク(あまねく)頒布アランコトヲ請フト本局審議シテ曰(いわく) 該表凡例中事實齟齬ノ事項アリ宜シク改正シテ上梓セシムベシト裁可ス 是日本局上申ス 明治六七兩年ノ全國人員政表ノコト既ニ旨ヲ請ヒ目下印刷中ニ在リ而シテ内務省上申全國戸籍表凡例ニ曰(いわく) 佐賀県人員ハ同年三月ノ調査ニ係リ且出生死亡ヲ調査セスト故ニ本局曩ニ(さきに)上申セシ国分戸籍表ト矛盾抵触ノ款項少ナカラサルニ因リ改正シ以テ閱覽ニ供スト尋テ印刷成ル

○四月廿日

洪葛利(ハンガリー)国プタ、ペスト「スタチスチック」公会ニ於テ本邦代理(フランス)モリス、ブロック氏ノ報告書到ルヲ以テ閱覽ニ供ス

100226

○二月廿六日 文部省上申ス政表ニ開載スヘキ事項ハ悉ク載セテ年報書中ニ包括ス 只年度ノ差アルノミ因テ自今政表ハ進達セシテ可ナラン歟(や) 本局之ヲ審案(しんあん=吟味)シテ曰(いわく) 敢テ障碍ナシト裁可ス

100305

○三月五日 内務省上申ス 明治七年調査全國戸籍表編纂成ルヲ以テ上梓シ普ク(あまねく)頒布アランコトヲ請フト本局審議シテ曰(いわく) 該表凡例中事實齟齬ノ事項アリ宜シク改正シテ上梓セシムベシト裁可ス 是日本局上申ス 明治六七兩年ノ全國人員政表ノコト既ニ旨ヲ請ヒ目下印刷中ニ在リ而シテ内務省上申全國戸籍表凡例ニ曰(いわく) 佐賀県人員ハ同年三月ノ調査ニ係リ且出生死亡ヲ調査セスト故ニ本局曩ニ(さきに)上申セシ国分戸籍表ト矛盾抵触ノ款項少ナカラサルニ因リ改正シ以テ閱覽ニ供スト尋テ印刷成ル

100420

○四月廿日 洪葛利(ハンガリー)国プタ、ペスト「スタチスチック」公会ニ於テ本邦代理(フランス)モリス、ブロック氏ノ報告書到ルヲ以テ閱覽ニ供ス

ノコト既ニ旨ヲ請ヒ目下印刷中ニ在リ而シテ内務省上申全國戸籍表凡例ニ曰(いわく) 佐賀県人員ハ同年三月ノ調査ニ係リ且出生死亡ヲ調査セスト故ニ本局曩ニ(さきに)上申セシ国分戸籍表ト矛盾抵触ノ款項少ナカラサルニ因リ改正シ以テ閱覽ニ供スト尋テ印刷成ル

○四月廿日 洪葛利(ハンガリー)国プタ、ペスト「スタチスチック」公会ニ於テ本邦代理(フランス)モリス、ブロック氏ノ報告書到ルヲ以テ閱覽ニ供ス

万国永久「スタチスチック」事務公會ヲ伊太利國
 羅馬府ニ開ントスルノ状在佛國公使申報セリ
 因テ勦考スルニ該公會ハ即ペスト府公會ノ續
 會タリ故ニ毎會委員臨會スルニ非ザレハ其全
 効ヲ得難タカラシ故ニブロック氏ニ代理委任
 アランコトヲ請フト本局稟議シテ曰外務省ノ
 議是ナリ請フ該省ヨリ電信ヲ發シ我在佛公使
 ラレテブロック氏ニ委任セシメンコトヲ裁可
 ス
 ○十五日 本局書ヲ在佛代理公使中野健明ニ

100504

○五月四日 外務省上申ス本年八月万国永久
 「スタチスチック」事務公會ヲ伊太利國 (イタリ
 ア) 羅馬府 (ローマ) ニ開ントスルノ状在仏國 (フラン
 ス) 公使申報セリ因テ勦考スルニ該公會ハ即ペ
 スト府公會ノ續会タリ故ニ毎會委員臨會スル
 ニ非ザレハ其全効ヲ得難タカラシ故ニブロッ
 ク氏ニ代理委任アランコトヲ請フト本局稟議
 シテ曰 (いやく) 外務省ノ議是ナリ請フ該省ヨリ
 電信ヲ發シ我在仏 (フランス) 公使ヲシテブロッ
 ク氏ニ委任セシメンコトヲ裁可ス

100515

○十五日 本局書ヲ在仏 (フランス) 代理公使中野健
 明ニ送り曰 (いやく) ブロック氏復命書中ニ陳述
 スルモノハ近来「スタチスチック」学士ノ所
 論ト大同小異ニシテ大ニ参考ノ助ヲ為セリ
 因テ該會ニ於テ決議ノ条件ハ實際緊要ナルモ
 ノト認メ既ニ一昨年同氏ニ其議書送致ノコト
 ヲ托セリ 幸ニ同氏ニ照会シ該議書送付アラ
 ンコトヲ煩ハスト

シテ大ニ参考ノ助ヲ為セリ因テ該會ニ於テ決議
 ノ条件ハ實際緊要ナルモノト認メ既ニ一昨年
 同氏ニ其議書送致ノコトヲ托セリ幸ニ同氏ニ
 照會シ該議書送付アラシコトヲ煩ハスト
 ○十七

日三 日 ブロック氏書ヲ本局ニ寄セテ曰マスト
 府「スタチスチック」公會報告書ノ初帙印刷成ル
 ヲ以テ送呈ス抑「スタチスチック」大公會ハ毎三
 年ニ開會シ他ノ官吏及各國有名ノ輩出席セリ
 其間常置委員ノ小集會アリテ各國「スタチスチ
 ック」ニ従事スル者ヲ派出シ以テ公會ノ事務ヲ

處理マシム此小集會ハ來八月羅馬府ニ開シト
 ス若シ又僕ヲシテ貴國ノ代理タラシメント欲
 セハ速ニ通命アラシコトヲ請フト又同氏ノ手
 書到ル曰マスト府萬國「スタチスチック」公會ノ
 報告書印刷成ルヲ以テ進呈ス談書ハ實ニ演説
 ノ大略ノミト雖トモ頗ル議論ノ趣旨ヲ解スル
 ニ足ルベシ就中僕公會ニ於テ貴國政表ノコト
 ヲ贊美セリ書ニ就テ覽閲ヲ乞フト
 〇七月十二日
 日三 日 ブロック氏ニ報告シテ曰マスト
 府「スタチスチック」公會報告書ノ初帙印刷成
 ルヲ以テ送呈ス抑「スタチスチック」大公會ハ
 毎三年ニ開會シ他ノ官吏及各國有名ノ輩出席
 セリ其間常置委員ノ小集會アリテ各國「スタチ
 スチック」ニ従事スル者ヲ派出シ以テ公會ノ事
 務ヲ

100703

〇七月三日 **ブロック**氏書ヲ本局ニ寄セテ曰 (い
 わく) **ペスト**府「スタチスチック」公會報告書ノ
 初帙 (チツ=本を包むおおい) 印刷成ルヲ以テ送呈ス抑
(そもそも) 「スタチスチック」大公會ハ毎三年ニ
 開會シ他ノ官吏及各國有名ノ輩出席セリ其間
 常置委員ノ小集會アリテ各國「スタチスチッ
 ク」ニ従事スル者ヲ派出シ以テ公會ノ事務ヲ
 處理セシム 此小集會ハ來八月 **羅馬府** (ローマ) ニ
 開ントス 若シ又僕ヲシテ貴國ノ代理タラシ
 メント欲セハ速ニ通命アラシコトヲ請フト又
 同氏ノ手書到ル曰 (いわく) **ペスト**府萬國「スタチ
 スチック」公會ノ報告書印刷成ルヲ以テ進呈
 ス 該書ハ實ニ演説ノ大略ノミト雖トモ (い
 えど
 も) 頗ル (すこぶる) 議論ノ趣旨ヲ解スルニ足ルベシ
 就中 (なかんすく=とりわけ) 僕公會ニ於テ貴國政表ノ
 コトヲ贊美セリ書ニ就テ覽閲ヲ乞フト

100712

○七月十二日 本局ブロック氏ニ報答シテ曰（い
わく） 曩キニ（さきに） 貴下我邦政表書ヲペスト府万国「スタチスチック」公会ニ出シヲ以テ我邦ノ進歩ヲ讚美セラルト万謝々々 然レトモ該書ハ本局ノ編纂スル所ニ非ザルヲ以テ極メテ方法ニ適セサルモノ多カルベシ 熟々（つくづく） 政表ノ歴史ヲ閱スルニ就中（なかんずく=とりわけ） 貴国ノヴオーバン氏ノ如キ有名ナル人スラ尚政表調査ニ於テ許多（あまた） ノ錯誤アリテ遂ニ粗漏ノ政表ヲ編製セシヨリハ寧ロ（むしろ） 己ムニ如カサル（しかざる） ノ説アルニ至レリト是ヲ以テ確實ナル者ヲ編纂セントスト雖モ（いえども） 本局設立以降年猶淺ク故ニ編製スル所ノモノ極メテ尠シ（すくなし） 唯明治六七兩年ノ人員政表及輸出入政表ノ二部ハ本局ノ編纂ニ係ルヲ以テ今送付ス幸ニ領取セヨ且貴下「スタチスチック」公会ニ於テ論説及事實探討ノ方法議定書等アラハ送付ヲ煩ハスト

日本局ブロック氏ニ報答シテ曰曩キニ貴下我邦政表書ヲペスト府万国「スタチスチック」公会ニ出レ以テ我邦ノ進歩ヲ讚美セラルト万謝々々然レトモ該書ハ本局ノ編纂スル所ニ非ザルヲ以テ極メテ方法ニ適セサルモノ多カルベシ熟々政表ノ歴史ヲ閱スルニ就中貴國ノヴオーバン氏ノ如キ有名ナル人スラ尚政表調査ニ於テ許多ノ錯誤アリテ遂ニ粗漏ノ政表ヲ編製セシヨリハ寧ロ己ムニ如カサルノ説アルニ至レ

日本局ブロック氏ニ報答シテ曰曩キニ貴下我邦政表書ヲペスト府万国「スタチスチック」公会ニ出レ以テ我邦ノ進歩ヲ讚美セラルト万謝々々然レトモ該書ハ本局ノ編纂スル所ニ非ザルヲ以テ極メテ方法ニ適セサルモノ多カルベシ熟々政表ノ歴史ヲ閱スルニ就中貴國ノヴオーバン氏ノ如キ有名ナル人スラ尚政表調査ニ於テ許多ノ錯誤アリテ遂ニ粗漏ノ政表ヲ編製セシヨリハ寧ロ己ムニ如カサルノ説アルニ至レ

○七月十二日

リト是ヲ以テ確實ナル者ヲ編纂セントスト雖モ本局設立以降年猶淺ク故ニ編製スル所ノモノ極メテ尠シ唯明治六七兩年ノ人員政表及輸出入政表ノ二部ハ本局ノ編纂ニ係ルヲ以テ今送付ス幸ニ領取セヨ且貴下「スタチスチック」公會ニ於テ論説及事實探討ノ方法議定書等アラハ送付ヲ煩ハスト

○八月十五日 本局官代ヨリ

出入政表ノ二部ハ本局ノ編纂ニ係ルヲ以テ
 送付ニ付ニ備收マヨトモ下ノタテニ付テ
 會ニ於テ論議及事案探討ノヲ法議定書等
 ハ送付ヲ願ハス ○八月十五日 太政官代ヲ赤
 坂殿皇居内ニ移サル政表課故ノ如シ ○十七日
 國債局ヲシテブロック氏ノ旅費給料俸貨三十
 五百フランクヲ我在在御國公使ニ送ラシム是日
 小野彌一太政官御用掛ト為リ判任ニ準シ月俸
 四拾圓ヲ賜フ ○九月廿八日 明治七年政表刑事
 裁判ノ部并陸海軍裁判ノ部及警察ノ部成ル ○

100815

○八月十五日 太政官代ヲ赤坂假皇居内ニ移サル 政表課故ノ如シ

100817

○十七日 國債局ヲシテブロック氏ノ旅費給料 俸貨三千五百「フランク」ヲ我在在御國 (フランス) 公使ニ送ラシム 是日 小野彌一太政官御用掛ト為リ判任ニ準シ月俸四拾圓ヲ賜フ

100928

○九月廿八日 明治七年政表刑事裁判ノ部并陸海軍裁判ノ部及警察ノ部成ル

101029

○十月廿九日 太政官四等属南摩綱紀願ニ依テ本官ヲ免セラル

101101

○十一月一日 古屋矯ヲ太政官六等属ニ任セラル

101115

○十五日 学習院雇米国人ジ一、エフ、フルベツキ氏ヲシテ同院勤務ノ余暇本局ニ出席セシメ月俸金百圓ヲ賜ヒ事務ヲ質問センコトヲ請フ裁可ス

101214

○十二月十四日 明治八年府県民費表成ル

101218

○十八日 明治九年政表海外貿易ノ部成ル

十月廿九日 太政官四等属南摩綱紀願ニ依テ本
 官ヲ免セラル ○十一月一日 古屋矯ヲ太政官六
 等属ニ任セラル ○十五日 学習院雇米国人ジ一、
 エフ、フルベツキ氏ヲシテ同院勤務ノ余暇本局
 ニ出席セシメ月俸金百圓ヲ賜ヒ事務ヲ質問セ
 シコトヲ請フ裁可ス ○十二月十四日 明治八年
 府県民費表成ル ○十八日 明治九年政表海外貿
 易ノ部成ル ○三十一日 本課先任太政官権大書
 記官杉野二四二等属世良女一相原重改同立書
 高柳田支廣同六等属物集士清又山寺信炳古

101231

○三十一日本課見任(=現任) 太政官権大書記官
 杉亨二 同二等属世良太一 相原重政 同五等
 属柳田友広 同六等属物集女清久 山寺信炳
 古屋矯 同七等属鈴木敬治 倉持義山 杉山親
 同八等属横田正綱 町野精蔵 宇川盛三郎 村
 上義方 高橋二郎 菊池忠 新井金作 松岡秀之
 呉文聰 同九等属山本臣承 杉山鷄児 岡松徑
 浦野元純 間庭又次郎 石野唯智 鈴木幸英 小
 川為次郎 准判任同御用掛小野弥一 同等外一
 等兼子唯郎ナリ

十月廿九日太政官四等属南守綱紀職ニ依テ本
 官ヲ免セラルル○十一月一日古至場ヲ太政官六
 等属ニ任セラルル○十五日學習院養米團人ビ
 エテフルベツキ氏ヲレテ同院勤務ノ餘暇本局
 ニ出席セシメ月俸金百圓ヲ賜ヒ事務ヲ質問セ
 シコトヲ請フ可ス○十二月十四日明治八年
 青森氏費表成ルル○十八日明治九年政表海外貿
 易ノ部成ルル○三十一日本課見任太政官権大書
 記官杉亨二同二等属世良太一相原重政同五等
 属柳田友広同六等属物集女清久山寺信炳古屋

矯同七等属鈴木敬治倉持義山杉山親同八等属
 横田正綱町野精蔵宇川盛三郎村上義方高橋二
 郎菊池忠新井金作松岡秀之呉文聰同九等属山
 本臣承杉山鷄児岡松徑浦野元純間庭又次郎石
 野唯智鈴木幸英小川為次郎准判任同御用掛小
 野彌一同等兼子唯郎ナリ
 十一月一日十九日太政官八等属村上義方高橋
 二郎新井金作宇川盛三郎同七等属二同九等
 属間庭又次郎小川為次郎同八等属三同九等
 同三十一日ナリ

原文 明治11年 テキスト

嶋岡七等属鈴木政治曾持義山村山親同八等属
 植田正綱町野精藏宇川盛三郎村上義方高橋二
 郎菊池孝新井金作松岡考之共文徳同九等属山
 本臣永杉山鶴児同松陰浦野元純閑定又次郎石
 野唯智鈴木幸英小川為次郎准利佐同御用掛小
 野橋一同等好一寺兼子唯郎アリ
 十一年一月十九日太政官八等属村上義方高橋
 二郎新井金作宇川盛三郎ヲ同七等属二同九等
 属間庭又次郎小川為次郎ヲ同八等属ニ任セラ
 ル
 ○廿一日ブロック氏ヨリ客年羅馬府万国永

110119
 十一年一月十九日太政官八等属村上義方 高橋二郎 新井金作 宇川盛三郎ヲ同七等属二同九等属間庭又次郎 小川為次郎ヲ同八等属ニ任セラル

110121
 ○廿一日ブロック氏ヨリ客年羅馬府万国永久「スタチスチック」公会報告書ヲ送致セルヲ以テ覧閱ニ供ス

110221
 ○二月廿一日太政官八等属町野精藏願ニ依テ本官ヲ免セラル

110308
 ○三月八日寺田勇吉ヲ太政官八等属ニ任セラル

久スタチスチック公會報告書ヲ送致セルヲ以テ覧閱ニ供ス
 ○二月廿一日太政官八等属町野精藏願ニ依テ本官ヲ免セラル
 ○三月八日寺田勇吉ヲ太政官八等属ニ任セラル
 ○十五日使府
 藩無二建ノ草案ヲ上申ス案ニ曰戸籍調査製表ノ事更ニ規則ヲ相定候マテハ差出ニ不及旨昨
 明治十年年々第廿号ヲ以テ相達置候處政務編纂
 二付入用候間差向別冊ケ様書式ノ通密明治十
 一年小ヨリ年々取廻毎翌年三月限太政官ニ可
 差出ル時ニ參議大限重信曰下日大蔵省戸籍法

又、各府ノ公會報告書ヲ送致セラルル
 予覽閱ニ依リ二月廿一日大政官ハ
 精誠縣ニ依テ送官ラセラルル
 〇十五日 使府
 藩縣ニ達ノ草案ヲ上申ス案ニ曰
 ノ事更ニ規則ヲ相定候マテハ差出ニ不及旨昨
 明治十年二月第廿号ヲ以テ相達置候處政表編纂
 ニ付入用候間差向別冊ケ條書式ノ適當明治十
 一年分ヨリ年々取調毎翌年三月限太政官ヘ可
 差出ト時ニ參議大隈重信曰不日大藏省戶籍法

ヲ改正セントス故ニ暫ク其期
 ラ待テ可ナリト乃本議ヲ寢ム
 〇四月五日
 長學ヲ進呈ス本書ハ政表ノ歴史論理及實用ノ
 大意ヲ述ヘ實ニ三十五ヶ年間ノ實験ト此學ニ
 關スル繁榮ノ富ハ編ク參考セリ又曰第ニ版中
 ニ編入ノ為メ貴國政表局刻達ノ年月及長官並
 諸育司ノ姓名ヲ報メンコトヲ乞フト乃答テ曰
 我明治四年十二月廿四日即西曆千八百七十二
 年二月二日太政官中始メテ政表課ヲ置キ存案

110315

〇十五日 使府藩縣ニ達ノ草案ヲ上申ス 案ニ
 曰 (いわく) 戶籍調査製表ノ事更ニ規則ヲ相定候
 (あいさだめそうろう) マテハ (までは) 差出ニ不及旨 (およば
 ない旨) 昨明治十年二月第廿号ヲ以テ相達置候處 (そ
 うろうところ=~したところ) 政表編纂ニ付入用候間 (そうろ
 うあいだ=~でありますので (理由)) 差向別冊ケ條書式ノ通
 當明治十一年分ヨリ年々取調毎翌年三月限太
 政官ヘ可差出ト時ニ參議大隈重信曰 (いわく) 不
 日 (ふじつ=近いうちに) 大藏省戶籍法ヲ改正セント
 ス故ニ暫ク (しばらく) 其期ヲ待テ可
 ナリ (かなり=まあよい) ト 乃 (すなわち) 本議ヲ寢ム (=休
 む)

〇四月五日 曩キ
 二四日 プロック氏書ヲ本局ニ送り曰自著ノ政
 表学ヲ進呈ス本書ハ政表ノ歴史論理及實用ノ
 大意ヲ述ヘ實ニ三十五ヶ年間ノ実験ト此學ニ
 関スル緊要ノ書ハ編ク参考セリ又曰第二版中
 ニ編入ノ為メ貴國政表局創造ノ年月及長官並
 諸有司ノ姓名ヲ報センコトヲ乞フト乃答テ曰
 我明治四年十二月廿四日即西曆千八百七十二
 年二月二日太政官中始メテ政表課ヲ置キ爾來

110405

〇四月五日 曩キニ (さきに) 二月四日 プロック氏書ヲ
 本局ニ送り曰 (いわく) 自著ノ政表学ヲ進呈ス 本
 書ハ政表ノ歴史 論理及實用ノ大意ヲ述ヘ實
 ニ 三十五ヶ年間ノ実験ト此學ニ関スル緊要
 ノ書ハ編ク (あまねく) 参考セリ 又曰 (いわく) 第二版
 中ニ編入ノ為メ貴國政表局創造ノ年月及長官
 並諸有司ノ姓名ヲ報センコトヲ乞フト乃 (すなわ
 ち) 答テ曰 (いわく) 我明治四年十二月廿四日即西
 曆千八百七十二年二月二日¹太政官中始メテ
 政表課ヲ置キ爾來六ヶ年余ヲ經過セリ 其間
 官制屢 (しばしば) 変換シ随ヒテ政表事務モ亦 (また)
 盛衰無キコト能ハス 然レトモ幸ニ中絶セス
 シテ今日ニ至ル 方今局中ニ於テ独仏蘭英等
 諸國ノ学ヲ修ムル者各数名アリテ政表ノコト
 ヲ講究セリ 但長官ノ称定リ無シト雖モ (いえど
 も) 初ヨリ事務ヲ綜理スルハ中村弘毅ニシテ學
 問上ニ関スルコトハ杉亨ニノ担任スル所ナリ
 ト

110621

〇六月廿二日 明治七年政表家禄賞典禄及府県
 賦金並明治九十兩年東京府下懲役場盜賊調査
 ノ諸部成ル

六ヶ年餘ヲ經過セリ其間官制屢変換シ随ヒテ
 政表事務モ亦盛衰無キコト能ハス然レトモ幸
 ニ中絶セスレテ今日ニ至ル方今局中ニ於テ獨
 佛蘭英等諸國ノ学ヲ修ムル者各数名アリテ政
 表ノコトヲ講究セリ但長官ノ稱定リ無シト雖
 モ初ヨリ事務ヲ綜理スルハ中村弘毅ニシテ學
 問上ニ関スルコトハ杉亨ニノ担任スル所ナリ
 ト
 〇六月廿二日 明治七年政表家禄賞典禄及府
 縣賦金並明治九十兩年東京府下懲役場盜賊調
 査ノ諸部成ル

¹ 西曆 1872 年 2 月 2 日とあるのは、太陰曆の明治 4 年 12 月 24 日を太陽曆に変換したものと見られます。

ベツキ氏病ニ因リ雇ヲ辞シ国ニ歸ルヲ以テ金四百圓ヲ賜フ抑氏ハ多年我國ノ為メニ力ヲ盡シ就中本局雇以降政表學講究ノ益居多ナルヲ以テ雇期末夕満サルノコト四ヶ月ナルモ尚ホ満期ノ俸金ヲ与ヘ以テ之ヲ謝センコトヲ具状ス因テ是命アリ

○七月二日 本局雇ジ、エフ、フルベッキ氏病ニ因リ雇ヲ辞シ国ニ歸ルヲ以テ金四百圓ヲ賜フ抑氏ハ多年我國ノ為メニ力ヲ盡シ就中本局雇以降政表學講究ノ益居多ナルヲ以テ雇期末夕満サルノコト四ヶ月ナルモ尚ホ満期ノ俸金ヲ與ヘ以テ之ヲ謝センコトヲ具状ス因テ是命アリ

○七月廿九日 明治十年政表海外貿易ノ部成ル

○九月十一日 政表課ヲ太政官代ニ移サル

○十九日 太政官八等属松岡秀之願ニ依テ本官ヲ免セラル

○十一月 上申ス人別表

110702

○七月二日 本局雇ジ、エフ、フルベッキ氏病ニ因リ雇ヲ辞シ国ニ歸ルヲ以テ金四百圓ヲ賜フ抑(そもそも)氏ハ多年我國ノ為メニ力ヲ盡シ就中(なかんづく=とりわけ)本局雇以降政表學講究ノ益居多ナルヲ以テ雇期末夕満サルノコト四ヶ月ナルモ尚ホ満期ノ俸金ヲ与ヘ以テ之ヲ謝センコトヲ具状ス因テ是命アリ

110729

○七月廿九日 明治十年政表海外貿易ノ部成ル

110911

○九月十一日 政表課ヲ太政官代ニ移サル

110919

○十九日 太政官八等属松岡秀之願ニ依テ本官ヲ免セラル

111100

○十一月 上申ス 人別表ハ人間至要ノ者タリ而ルニ從來ノ調査法未タ宜シキヲ得サルヨリ各地方ニ於テ表記スル人員表政表ノ用ニ適セス却テ事實ヲ誤リ遺憾ナキコト能ハス 因テ本掛吏員ヲシテ東京近傍ノ地方某一国ニ出張セシメ地方官及郡区长等ト協議ノ上調査シ整頓ノ後之ヲ頒布シ各地方ヲシテ之ヲ標準トナサシムレハ竟ニ(ついに)全国人別政表ノ完備ヲ期スルニ至ルヘシト裁可ス

ハ人間至要ノ者タリ而ルニ從來ノ調査法未タ宜シキヲ得サルヨリ各地方ニ於テ表記スル人員表政表ノ用ニ適セス却テ事實ヲ誤リ遺憾ナキコト能ハス 因テ本掛吏員ヲシテ東京近傍ノ地方某一国ニ出張セシメ地方官及郡区长等ト協議ノ上調査シ整頓ノ後之ヲ頒布シ各地方ヲシテ之ヲ標準トナサシムレハ竟ニ全国人別政表ノ完備ヲ期スルニ至ルヘシト裁可ス

○十一月

宣シキヲ得ナルヨリ各地方於テ表記スル人員
 表政表ノ用ニ適セス却テ事實ヲ誤リ遺憾ナキ
 コト能ハス因テ本掛吏員ヲレテ東京近傍ノ地
 方其一國ニ出張セシメ地方官及郡區長等ト派
 遣ノ上調査シ整備ノ後之ヲ頒布シ各地方ヲ
 テ之ヲ標準トナサシムレハ竟ニ全國人別政表
 ノ完備ヲ期スルニ至ルヘト認可ス ○十二月
 六日 太政官五等属柳田友廣没ス 祭
 料金百圓ヲ賜フ 初メ友廣ハ明治
 二年大學御用掛ト為リ爾來滿八ケ年奉職ス
 因テ恒例恩典ノ外特殊ノ恩恤
 (おんじゅつ=情けをかけること) アランコトヲ具状
 (ぐじょう=詳しく事情を書き述べる
 こと) ス 乃 (すなわち) 此命アリ

111206

○十二月六日 太政官五等属柳田友廣没ス 祭
 料 (さいしりょう) 金百圓ヲ賜フ 初メ友廣ハ明治
 二年大學御用掛ト為リ爾來滿八ケ年奉職ス
 因テ恒例恩典ノ外特殊ノ恩恤 (おんじゅつ=情けをかける
 こと) アランコトヲ具状 (ぐじょう=詳しく事情を書き述べる
 こと) ス 乃 (すなわち) 此命アリ

恩恤アラシコトヲ具状ス乃此命アリ ○是月日
 本府縣民費表成ル ○三十一日 本課見任太政官
 權大書記官杉亨二同二等属世良太一相原重政
 六等属物集女清久山寺信炳古屋矯同七等属鈴
 木敬治倉持義山杉山親村上義方高橋二郎新井
 金作宇川盛三郎同八等属横田正綱菊池忠吳文
 聰間庭又次郎寺田勇吉小川為次郎九等属山本
 臣承杉山鷄兒岡松徑浦野元純石野唯智鈴木幸
 英准判任同御用掛小野彌一同等外一等出仕兼
 子唯郎ナリ

111200

○是月 日本府県民費表成ル

111231

○三十一日 本課見任 (=現任) 太政官權大書記官
 杉亨二 同二等属世良太一 相原重政 六等属
 物集女清久 山寺信炳 古屋矯 同七等属鈴木
 敬治 倉持義山 杉山親 村上義方 高橋二郎
 新井金作 宇川盛三郎 同八等属横田正綱 菊
 池忠 吳文聰 間庭又次郎 寺田勇吉 小川為次
 郎 九等属山本臣承 杉山鷄兒 岡松徑 浦野元
 純 石野唯智 鈴木幸英 准判任同御用掛小野
 彌一 同等外一等出仕兼子唯郎ナリ

原文 明治12年	テキスト
<p>十二年二月三日太政官六等属物集女清久ヲ同 五等属ニ同八等属寺田勇吉 呉文聰ヲ同七等 属ニ同九等属岡松徑ヲ同八等属ニ任セラル 日明治八年政表警察ノ部成ル○廿五日上申ス 曩ニ某一國ニ到リ親シク人別政表ヲ調査セン コトヲ具票マシニ幸ニ裁可ヲ得タリ思フニ山 梨縣ハ東京ニ接近シ且甲斐一國ヲ全轄スルヲ 以テ今該縣ニ就キ協議センコトヲ請フト乃山 梨縣ニ令シテ曰今般其縣管轄甲斐國一圓人別 政表取調トシテ太政官権大書記官杉亨ニ被差</p>	<p>120203 十二年二月三日太政官六等属物集女清久ヲ同 五等属ニ同八等属寺田勇吉 呉文聰ヲ同七等 属ニ同九等属岡松徑ヲ同八等属ニ任セラル</p> <p>120206 ○六日明治八年政表警察ノ部成ル</p> <p>120225 ○廿五日上申ス 曩ニ(さきに) 某一國ニ到リ親シ ク人別政表ヲ調査センコトヲ具票²(具票(ぐひん=申 請)?)セシニ幸ニ裁可ヲ得タリ 思フニ山梨縣ハ 東京ニ接近シ且甲斐一國ヲ全轄スルヲ以テ今 該縣ニ就キ協議センコトヲ請フト 乃(すなわち) 山梨縣ニ令シテ曰(いわく) 今般其縣管轄甲斐國 一圓人別政表取調トシテ太政官権大書記官杉 亨ニ被差遣候(さしつかわされそうろう) 右取調ハ他府県 人別政表ノ模範トモ相成候(あいなりそうろう) 儀ニ 付取調方法等懇切ニ協議致シ人民營業ニ差障 無之様(さしさわりこれなきよう) 可取計(とりはからうべし) ト</p>
<p>遣候右取調ハ他府縣人別政表ノ模範トモ相成 候儀ニ付取調方法等懇切ニ協議致シ人民營業 ニ差障無之様可取計ト○廿六日青木保太政官 六等属ニ任セラル○三月十一日明治八年政表 家禄賞典禄ノ部成ル○十二日明治八年政表府 縣税及賦金ノ部成ル○十四日大政官ニ等属世 良太一ヲ同一等属ニ任セラル○十五日太政官 九等属杉山鷄兒願ニ依テ本官ヲ免セラル○四 月二日太政官権大書記官杉亨ニ山梨縣ニ差 遣シ太政官一等属世良太一隨行ノ命アリ</p>	<p>120226 ○廿六日青木保太政官六等属ニ任セラル</p> <p>120311 ○三月十一日明治八年政表家禄賞典禄ノ部成 ル</p> <p>120312 ○十二日明治八年政表府縣税及賦金ノ部成ル</p> <p>120314 ○十四日太政官二等属世良太一ヲ同一等属ニ 任セラル</p> <p>120315 ○十五日太政官九等属杉山鷄兒願ニ依テ本官 ヲ免セラル</p> <p>120402 ○四月二日太政官権大書記官杉亨ニ山梨縣 ニ差遣シ太政官一等属世良太一隨行ノ命アリ</p>

² 文脈から、具票(ぐひん=申請)の誤字の可能性もあるも想像の域を出ません。

遺レ太政官一寺爲せ良太一隨行ノ命アリ○五
 日亨二山梨縣ニ赴キ縣令藤村紫朗及郡長等ニ
 面アタリ商議シ明年二月更一出張シテ家別表
 ヲ調製センコトヲ約シ廿日歸京セリ○十四日
 佛國巴里府万国「スタチスチック」公會常置委員
 第四集會ノ報告書譯成ルヲ以テ閱覽ニ供ス○
 廿九日佛國ブロック氏ヨリ万国「スタチスチック」
 常置委員公會報告書ヲ寄ス其手書ニ曰「スタ
 チスチック」常置委員ノ次會ハ明年八月ノ頃
 伊太利國羅馬府ニ於テ之ヲ開カントス而シテ
 各文明國ハ此次會ニ於テ人員調査ニ最モ適良

遺レ太政官一寺爲せ良太一隨行ノ命アリ○五

ナル方法ヲ商議セントス若シ僕ヲシテ貴國ノ代理タラ
 シメハ在仏(フランス)貴國公使ヲシテ通命セシメ
 ラレンコトヲ請フト即該手書ヲ閱覽ニ供シ尋
 テ代理委任ノコトヲ上申ス聽カレス因テ五
 月五日本局書ヲ我在佛國公使ニ送テ曰内國ノ
 政表未タ整備ニ至ラス故ニ其整備ヲ待テ公會
 ニ加入セン幸ニ其意ヲブロック氏ニ致セト○
 七月一日明治八年政表刑部裁判部城ル○是
 月ブロック氏書ヲ本局ニ寄ヤテ伊國羅馬府
 於テ人員調査ニ最モ適良ナル方法ヲ商議セントス

120405

○五日 亨二山梨縣ニ赴キ縣令(→県知事に相当する役職)藤村紫朗(ふじむら しろう)及郡長等ニ面アタリ商議シ明年二月更ニ出張シテ家別表ヲ調製センコトヲ約シ廿日歸京セリ

120414

○十四日 仏国(フランス) 巴里府(パリ) 万国「スタチスチック」公會常置委員第四集會ノ報告書譯成ルヲ以テ閱覽ニ供ス

120429

○廿九日 仏国(フランス) ブロック氏ヨリ万国「スタチスチック」常置委員公會報告書ヲ寄ス 其手書ニ曰(いわく)「スタチスチック」常置委員ノ次會ハ明年八月ノ頃伊太利國(イタリア) 羅馬府(ローマ)ニ於テ之ヲ開カントス 而シテ各文明國ハ此次會ニ於テ人員調査ニ最モ適良ナル方法ヲ商議セントス若シ僕ヲシテ貴國ノ代理タラシメハ在仏(フランス) 貴國公使ヲシテ通命セシメラレンコトヲ請フト即該手書ヲ閱覽ニ供シ尋テ代理委任ノコトヲ上申ス 聽カレス 因テ五月五日 本局書ヲ我在仏国(フランス) 公使ニ送テ曰(いわく) 内國ノ政表未タ整備ニ至ラス故ニ其整備ヲ待テ公會ニ加入セン幸ニ其意ヲブロック氏ニ致セト

ナル方法ヲ商議ヤントス若シ候テ是國ノ代理ヲテレメハ在佛貴國公使ヲテ通命セシメラレシコトヲ請フト即該手書ヲ閱覽ニ供シ尋テ代理委任ノコトヲ上申ス聽カレシ因テ五月五日未前書ヲ我在佛國公使ニ送テ曰内國ノ政表未タ整備ニ至ラス故ニ其整備ヲ待テ公會ニ加入セン事ニ其意ヲブロック氏ニ致マシ

七月一日 明治八年政表刑事裁判ノ部成ル ○是月ブロック氏書ヲ本局ニ寄セテ伊國羅馬府ス

タチスチツク常置委員公會代理ノ事ヲ促ス蓋

120701

○七月一日 明治八年政表刑事裁判ノ部成ル

120700

○是月 ブロック氏書ヲ本局ニ寄セテ伊國(イタリ)ア) 羅馬府(ローマ)「スタチスチック」常置委員公會代理ノ事ヲ促ス蓋シ(けだし=おそらく) 前信ノ未タ達セザルヲ以テナリ仍テ(よって) 答書及明治六七兩年ノ人員生死表ヲ送致ス

120812

○八月十二日 明治八年政表陸海軍裁判ノ部成ル

121031

○十月卅一日 明治十一年政表海外貿易ノ部成ル

121121

○十一月廿一日 陸軍省上申ス 軍人病患表及軍人行刑表ハ旧ニ仍リ(より) 報上ス 其他八年報中ニ明載セルヲ以テ自今(じこん=今後) 進呈セスト

121200

○十二月 明治九年政表警察ノ部成ル

121218

○十八日 太政官七等属高橋二郎 宇川盛三郎ヲ同六等属ニ 同八等属小川為次郎ヲ同七等属ニ任セラル

121225

○廿五日 明治十年府県民費表成ル

シ前信ノ未タ達セザルヲ以テナリ仍テ答書及明治六七兩年ノ人員生死表ヲ送致ス ○八月十二日 明治八年政表陸海軍裁判ノ部成ル ○十月卅一日 明治十一年政表海外貿易ノ部成ル ○十一月廿一日 陸軍省上申ス 軍人病患表及軍人行刑表ハ旧ニ仍リ報上ス 其他八年報中ニ明載セルヲ以テ自今進呈セスト ○十二月 明治九年政表警察ノ部成ル ○十八日 太政官七等属高橋二郎 宇川盛三郎ヲ同六等属ニ 同八等属小川為次郎ヲ同七等属ニ任セラル ○廿五日 明治十年府

縣民費表成ル ○是月我在佛公使ノ書到ル曰伊
 國羅馬府本年ノ「スタチスチック」公會ハ明年ニ
 延會スト ○是月太政官権大書記官杉亨ニ政表
 局ヲ置レンコトヲ建議ス其略ニ曰政表ハ人間
 生養ニ関スル凡百ノ事物ヲ表章シ其利害得失
 ヲ證明スルモノニシテ人世ノ要務經國ノ基本
 タリ故ニ西洋諸國ニ於テハ其事業日々隆盛ニ
 赴クモ尚之ニ安ンセス更ニ万国公會ヲ設ケテ
 廣ク其方法ヲ講究シ國內ノ形勢總テ政表ノ証
 明ニ據ラサル無ク理論實施駁々乎トシテ歩

121200

○是月我在仏 (フランス) 公使ノ書到ル曰 (いわく) 伊
 國 (イタリア) 羅馬府 (ローマ) 本年ノ「スタチスチッ
 ク」公會ハ明年ニ延會スト

121200

○是月* 太政官権大書記官杉亨ニ政表局ヲ置
 レンコトヲ建議ス 其略ニ曰 (いわく) 政表ハ人間
 生養 (せいよう=生活すること) ニ関スル凡 (およそ) 百ノ事
 物ヲ表章シ其利害得失ヲ證明スルモノニシテ
 人世ノ要務經國ノ基本タリ 故ニ西洋諸國ニ
 於テハ其事業日々隆盛ニ赴クモ尚之ニ安ンセ
 ス更ニ万国公會ヲ設ケテ廣ク其方法ヲ講究シ
 國內ノ形勢總テ政表ノ証明ニ拠ラサル無ク理
 論實施駁々乎 (しんしんこ=物事のはやく進むさま) トシテ歩
 ヲ進メリ 今ヤ我国已ニ政表ノ設アリ亨ニ微
 カヲ顧ミス聊 (いささか) 平生 (へいぜい=いつも) 学ヒ得ル
 所ニ依テ孜々 (しん=熱心に努め励むさま) 従事シ事務漸
 ク (ようやく) 緒ニ就キ編纂ノ政表逐次増加スルニ
 至ル 然レトモ元来政表ノ区域広遠ニシテ内
 外ノ關係頗ル (すこぶる) 重ク實ニ大業タリ願クハ
 更ニ政表局ヲ置キ長官ヲ參議兼任ト定メラレ
 ンコトヲ然レハ則漸次 (ぜんじ) 事務隆盛ニ赴キ
 西洋諸國ニ追歩スルニ至ラン 当初本科ヲ地
 理課ニ或ハ財務課ニ附セラレシト雖モ (いえども)
 今日ニ在テハ略ホ (ほぼ) 其効驗著ハレ世間漸ク
 (ようやく) 其要用タルヲ覺ユルニ至レリ 今ヤ一
 局トナス時宜ニ適セシ且政表局ノ設アル我邦
 ノ名聞 (みょうもん=名声) ニ関セン云々時ニ科長曰 (い
 わく) 官中將ニ改革アラントス暫ク (しばらく) 之ヲ
 措ケ (おけ=そのままにしておけ) ト 故ニ寢ム (=休む=静観す
 る)

進メリ今ヤ我國已ニ政表ノ設アリ亨ニ微
 カヲ顧ミス聊平生學ヒ得ル所ニ依テ孜々従事シ事
 務漸ク緒ニ就キ編纂ノ政表逐次増加スルニ至
 ル然レトモ元来政表ノ區域廣遠ニシテ内外ノ
 關係頗ル重ク實ニ大業タリ願クハ更ニ政表局
 ヲ置キ長官ヲ參議兼任ト定メラレンコトヲ然
 レハ則漸次事務隆盛ニ赴キ西洋諸國ニ追歩ス
 ルニ至ラン當初本科ヲ地理課ニ或ハ財務課ニ
 附セラレシト雖モ今日ニ在テハ略ホ其効驗著
 ハレ世間漸ク其要用タルヲ覺ユルニ至レリ今

ヤ一局トナス時宜ニ適ヤレ且政表局ノ設アル
 我邦ノ名聞ニ関セン云々時ニ科長曰官中將ニ
 改革アラントス暫ク之ヲ措ケト故ニ寝ム
 十一日見任太政官権大書記官杉亨二同一等属
 世良太一同二等属相原重政同五等属物集女清
 久同六等属山寺信炳古屋矯青木保高橋二郎宇
 川盛三郎同七等属鈴木敬治倉持義山杉山親村
 上義方新井金作呉文聰寺田勇吉小川為次郎同
 八等属横田正綱菊池忠間庭又次郎岡松徑同九
 等属山本臣承杉山鷄児浦野元純石野唯智鈴木
 幸英同准判任御用掛小野彌一同等外一等兼子
 唯郎ナリ

*「是月太政官権大書記官杉亨二政表局ヲ置レンコト
 ヲ建議ス」とあり、ここで、「是月」は、前後の記事
 の日付から明治 12 年 12 月と推定されます。ただ、建
 議の原本である「権大書記官杉亨二建議政表掛ヲ改メ
 政表局ト為シ兼参議任ノ長官被置度件」（国立公文書
 館デジタルアーカイブ）に明治 13 年 1 月の表記があ
 ることから、これが建議の施行時期とみられます。し
 たがって、建議の施行時期については、政表課誌と建
 議の原本で、異なっていることに留意する必要があります。

- 【参考資料】
- ・ 建議の原本（国立公文書館デジタルアーカイブ）
<https://www.digital.archives.go.jp/img/2517560>
 - 【参考情報】
 - ・ 石渡隆之「統計事務所管機構についての明治 13 年
 杉亨二建議書原本」（「統計局研究彙報」(40)、1983-
 10. 所収）（国立国会図書館デジタルコレクション）
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2780850/1/22>（※国立国会図
 書館/図書館・個人送信限定）
 ⇒政表課誌と建議の原本の表記の相違点についても
 言及されています。

十一日見任太政官権大書記官杉亨二同一等属
 世良太一同二等属相原重政同五等属物集女清
 久同六等属山寺信炳古屋矯青木保高橋二郎宇
 川盛三郎同七等属鈴木敬治倉持義山杉山親村
 上義方新井金作呉文聰寺田勇吉小川為次郎同
 八等属横田正綱菊池忠間庭又次郎岡松徑同九
 等属山本臣承杉山鷄児浦野元純石野唯智鈴木
 幸英同准判任御用掛小野彌一同等外一等兼子
 唯郎ナリ

121231

○三十一日見任(=現任)太政官権大書記官杉亨
 二 同一等属世良太一 同二等属相原重政 同
 五等属物集女清久 同六等属山寺信炳 古屋矯
 青木保 高橋二郎 宇川盛三郎 同七等属鈴木
 敬治 倉持義山 杉山親 村上義方 新井金作
 呉文聰 寺田勇吉 小川為次郎 同八等属横田
 正綱 菊池忠 間庭又次郎 岡松徑 同九等属山
 本臣承 杉山鷄児 浦野元純 石野唯智 鈴木幸
 英 同准判任御用掛小野弥一 同等外一等兼子
 唯郎ナリ

原文 明治 13 年 テキスト

十三年一月十四日 太政官一等属世良太一上等
 月俸ヲ賜フ ○三月三日 太政官中法制調査兩局
 ヲ廢シ更ニ法制會計軍事内務司法外務ノ六部
 ヲ置キ每部ニ主管主事各一員ヲ置カレ示後部
 内一切ノ事務ヲ總判ス乃參議大隈重信ヲ以テ
 會計部主管トシ太政官大書記官山崎直胤ヲ以
 テ主事ト爲シ政表掛ヲ改メテ統計課ト爲シ而
 シテ之ニ属セシム ○五日 太政官權大書記官杉

亨二同少書記官矢野文雄並ニ會計部勤務ト爲
 リ小野彌一太政官御用掛准判任ト爲リ月俸四
 拾圓ヲ賜フ ○廿二日 太政官一等属世良太一同
 二等属相原重政同五等属物集女清久同六等属
 青木保高橋二郎宇川威三郎同七等属吳文聰寺
 田勇吉小川為次郎並ニ會計部勤務ト爲ル ○廿
 三日 太政官七等属鈴木敬治倉持義山杉山親
 村上義方同八等属岡松徑同御用掛小野彌一並ニ
 會計部勤務ト爲ル ○廿七日 太政官六等属山崎

130114
十三年一月十四日 太政官一等属世良太一上等
 月俸ヲ賜フ

130303
○三月三日 太政官中法制調査兩局ヲ廢シ更ニ
 法制會計軍事内務司法外務ノ六部ヲ置キ每部
 ニ主管主事各一員ヲ置カレ示後部内一切ノ事
 務ヲ總判ス 乃 (すなわち) 參議大隈重信ヲ以テ會
 計部主管トシ太政官大書記官山崎直胤ヲ以テ
 主事ト爲シ政表掛ヲ改メテ統計課ト爲シ而シ
 テ之ニ属セシム

130305
○五日 太政官權大書記官杉亨二 同少書記官
 矢野文雄並ニ會計部勤務ト爲リ小野彌一太政
 官御用掛准判任ト爲リ月俸四拾圓ヲ賜フ

130322
○廿二日 太政官一等属世良太一 同二等属相
 原重政 同五等属物集女清久 同六等属青木保
 高橋二郎 宇川盛三郎 同七等属吳文聰 寺田
 勇吉 小川為次郎並ニ會計部勤務ト爲ル

130323
○廿三日 太政官七等属鈴木敬治 倉持義山 杉
 山親 村上義方 同八等属岡松徑 同御用掛小
 野彌一並ニ會計部勤務ト爲ル

信炳 古屋矯 同七等属新井金作 同八等属菊池忠 横田正綱 間庭又次郎 同九等属浦野元純 鈴木幸英 山本臣承 石野唯智 同等外一等兼子唯郎 並ニ願ニ依テ本官ヲ免セラル

横田正綱 間庭又次郎 同九等属浦野元純 鈴木幸英 山本臣承 石野唯智 同等外一等兼子唯郎 並ニ願ニ依テ本官ヲ免セラル

英山 本臣承 石野唯智 同等外一等兼子唯郎 並ニ願ニ依テ本官ヲ免セラル

願ニ依テ本官ヲ免セラル

太政官六等属ニ浅澤源八郎ヲ同七等属ニ任セラル

○四月廿日 兵庫縣御用掛牛場卓三 太政官准奏任御用掛ト為リ月俸金九拾圓ヲ賜フ

○七月 明治十年日本政表警察ノ部成ル

130327
 ○廿七日 太政官六等属山寺信炳 古屋矯 同七等属新井金作 同八等属菊池忠 横田正綱 間庭又次郎 同九等属浦野元純 鈴木幸英 山本臣承 石野唯智 同等外一等兼子唯郎 並ニ願ニ依テ本官ヲ免セラル

130328
 ○廿八日 佐藤佳馬ヲ太政官六等属ニ 浅沢源八郎ヲ同七等属ニ任セラル

130420
 ○四月廿日 兵庫縣御用掛牛場卓三 太政官准奏任御用掛ト為リ月俸金九拾圓ヲ賜フ

130400
 ○是月 明治十一年東京府下懲役場盜賊調成ル

130500
 ○五月 明治十年日本政表警察ノ部成ル

130700 (次の記事と月が前後)
 ○七月 明治八九両年日本政表全国人員ノ部成ル

130601 (直前の記事と月が前後)
 ○六月一日 太政官六等属青木保ヲ文部五等属ニ転任セラル

130610
 ○十日 柳壮蔵ヲ太政官六等属ニ任セラル

130903
 ○九月三日 大政官権大書記官杉亨ニヲ山梨県ニ差遣シ 同一等属世良太一同六等属 宇川盛三郎 同七等属鈴木敬治 呉文聰 寺田勇吉 小川為次郎 同八等属岡松徑並ニ隨行ノ命アリ 乃(すなわち) 八日ヲ以テ発ス

八九兩年日本政表全国人員ノ部成ル

○六月一日 太政官六等属青木保ヲ文部五等属ニ轉任セラル

○九月十日 柳壯蔵ヲ太政官六等属ニ任セラル

○九月三日 大政官権大書記官杉亨ニヲ山梨県ニ差遣シ 同一等属世良太一同六等属 宇川盛三郎 同七等属鈴木敬治 呉文聰 寺田勇吉 小川為次郎 同八等属岡松徑並ニ隨行ノ命アリ 乃八日ヲ以テ發ス

○十三日 太政官七等属村上義方ヲ四等属ニ轉任セラル

○廿一日 内務一等属若道平ヲ太政官一等属ニ任セラル

○十月十日

以テ發ス ○十三日 太政官七等屬村上義方ヲ内務六等屬
 務六等屬ニ轉任セラル ○廿一日 内務一等屬緒方道平ヲ太政官一等屬
 方道平ヲ太政官一等屬ニ任セラル ○十月十日
 太政官權大書記官杉亨二及隨行屬官山梨縣ヨ
 リ至ル其復命書ノ略ニ曰 甲斐國一圓男女人員

130913

○十三日 太政官七等屬村上義方ヲ内務六等屬ニ轉任セラル

130921

○廿一日 内務一等屬緒方道平ヲ太政官一等屬ニ任セラル

131010

○十月十日 太政官權大書記官杉亨二及隨行屬官山梨縣ヨリ至ル其復命書ノ略ニ曰 (いわく) 甲斐國一圓男女人員年齡職業及未婚結婚離婚者等ノ調査全ク整頓セリ夫ノ年々出生死亡結婚離婚來住往人其他物産工價等經濟ニ管スル諸件ノ若キ (ごとき) ハ整頓スルヲ俟テ (まって) 開申セントスト

年齡職業及未婚結婚離婚者等ノ調査全ク整頓
 セリ夫ノ年々出生死亡結婚離婚來住往人其
 他物産工價等經濟ニ管スル諸件ノ若キハ整頓
 スルヲ俟テ開申セントスト ○十月 諸國
 ナスナツク中央局長アリエンヌキール氏書ヲ
 本部ニ致レテ曰 万國商船司々々ナク第一
 号ヲ呈ス以テ貴國ノ郵政正アラシコトヲ乞フ
 但該表ハ千八百七十九年一月一日ノ調査ニ係
 リ唯商船進歩ノ概略ヲ示スノ三五十八百八十
 年一月一日現存スル所ノ貴國商船ノ派船概船

スルヲ以テ閣下ニ送ル
 ○十月 諾威國
 ナスナツク中央局長アー、エンス、キール氏書ヲ
 本部ニ致シテ曰万国商船ノタキナスナツク第一
 号ヲ呈ス以テ貴國ノ部校正アランコトヲ乞フ
 但該表ハ千八百七十九年一月一日ノ調査ニ係
 リ唯商船進歩ノ概略ヲ示スノミ且千八百八十
 年一月一日現存スル所ノ貴國商船ノ汽船帆船

131000

○十月 諾威國 (ノルウェー) 「スタチスチック」中央局長アー、エンス、キール氏書ヲ本部ニ致シテ曰 (いわく) 万国商船「スタチスチック」第一号ヲ呈ス 以テ貴國ノ部校正アランコトヲ乞フ 但該表ハ千八百七十九年一月一日ノ調査ニ係リ唯商船進歩ノ概略ヲ示スノミ且千八百八十年一月一日現存スル所ノ貴國商船ノ汽船帆船ノ数及千八百七十九年ノ右ニ船ノ新造購買難破解崩売却ノ数及噸 (トン) 数等ノ諸表ヲ惠送 (けいそう=人から物を送ってもらうことを、送り主を敬っていう語) アランコトヲ煩スト本部答テ曰 (いわく) 万国商船「スタチスチック」ヲ閱スルニ吾邦汽船ノ数十隻噸 (トン) 数八千トス然レトモ吾邦千八百七十九年一月一日蒸汽商船ノ現数百五十九隻其噸 (トン) 数三万七千八百五十噸 (トン) ナリ今需ニ応シテ千八百八十年一月一日吾邦商船各種ノ実数及千八百七十九年中ニ係ル数項ヲ調査シ以テ回報スト

ノ数及千八百七十九年ノ右ニ船ノ新造購買難破解崩賣却ノ数及噸数等ノ諸表ヲ惠送アラシコトヲ煩スト本部答テ曰万国商船ノ数十隻噸数八千トス然レトモ吾邦千八百七十九年一月一日蒸汽商船ノ現数百五十九隻其噸数三万七千八百五十噸ナリ今需ニ應シテ千八百八十年一月一日吾邦商船各種ノ實数及千八百七十九年中ニ係ル数項ヲ調査シ以テ回報スト ○十一月十七日 大政官六等島守川崎三郎ヨリ同五等島一同八

係ル數項ヲ調査シ以テ回報スト ○十一月十七日
 日太政官六等属宇川盛三郎ヲ同五等属二同八等属岡松徑ヲ同七等属二大町總策ヲ同八等属ニ任シ並ニ會計部勤務ト為ル是日太政官七等属吳文聰類ニ依テ本官ヲ免セラル ○十二月明治元年ヨリ同十年ニ至ル日本政表海外貿易表比較ノ部成ル ○廿三日大藏三等属島村泰太政官三等属ニ兼任シ會計部勤務ト為ル太政官五等属物集女清久ヲ同四等属ニ同七等属寺田勇吉小川為次郎ヲ同六等属ニ任セラル ○三十一

131117

○十一月十七日太政官六等属宇川盛三郎ヲ同五等属ニ 同八等属岡松徑ヲ同七等属ニ 大町總策ヲ同八等属ニ任シ並ニ會計部勤務ト為ル是日太政官七等属吳文聰類ニ依テ本官ヲ免セラル

131200

○十二月明治元年ヨリ同十年ニ至ル日本政表海外貿易表比較ノ部成ル

131223

○廿三日大藏三等属島村泰太政官三等属ニ兼任シ會計部勤務ト為ル 太政官五等属物集女清久ヲ同四等属ニ 同七等属寺田勇吉 小川為次郎ヲ同六等属ニ任セラル

131231

○三十一日見任 (=現任) 太政官権大書記官杉亨ニ 同准奏任御用掛牛場卓三 同一等属世良太一 緒方道平 同二等属相原重政 同兼三等属島村泰 同四等属物集女清久 同五等属宇川盛三郎 同六等属高橋二郎 佐藤佳馬 柳壯蔵 寺田勇吉 小川為次郎 同七等属鈴木敬治 倉持義山 杉山親 浅沢源八郎 岡松徑 同八等属大町總策 同准判任御用掛小野弥一ナリ

日見任太政官権大書記官杉亨ニ同准奏任御用掛牛場卓三同一等属世良太一緒方道平同二等属相原重政同兼三等属島村泰同四等属物集女清久同五等属宇川盛三郎同六等属高橋二郎佐藤佳馬柳壯蔵寺田勇吉小川為次郎同七等属鈴木敬治倉持義山杉山親浅沢源八郎岡松徑同八等属大町總策同准判任御用掛小野彌一ナリ ○三十一

原文 明治14年 テキスト

十四年一月廿七日 山梨縣書ヲ本課ニ寄セテ曰
 管下人別政表調査ハ事草創ニ係ルヲ以テ其費用ハ各町村ニ於テ多額ヲ支消セリ 但該調査ハ早晚為サ、ル可カラサルヲ以テ之カ費途ヲ請求スルニアラスト雖モ亦
 顧ミレハ当時町村ノ事務繁劇ノ際他ニ先チ
 用ハ各町村ニ於テ多額ヲ支消セリ但該調査ハ
 早晚為サ、ル可カラサルヲ以テ之カ費途ヲ請
 求スルニアラスト雖モ亦額ニレハ當時町村ノ
 事務繁劇ノ際他ニ先チ黽勉以テ功ヲ奏ス其勞
 モ亦慰セサルヘカラス因テ金五百圓ヲ管下町
 村ニ支給セラレンコトヲ望ムト乃本部參議ニ
 上申シテ裁可ヲ得。是月統計要覽成ル

140127
 十四年一月廿七日 山梨縣書ヲ本課ニ寄セテ曰
 (いわく) 管下人別政表調査ハ事草創ニ係ルヲ以
 テ其費用ハ各町村ニ於テ多額ヲ支消セリ 但
 該調査ハ早晚為サ、ル可カラサルヲ以テ之カ
 費途ヲ請求スルニアラスト雖モ (いえども) 亦 (また)
 顧ミレハ当時町村ノ事務繁劇 (=繁忙) ノ際他ニ
 先チ (=先立ち) 黽勉 (びんべん=勵みつとめること) 以テ功ヲ奏
 ス其勞モ亦 (また) 慰セサルヘカラス 因テ金五
 百圓ヲ管下町村ニ支給セラレンコトヲ望ムト
 乃 (すなわち) 本部參議ニ上申シテ裁可ヲ得

140100
 是月統計要覽成ル

上申シテ裁可ヲ得。是月統計要覽成ル。○四月那
 耳回國「スタチスチック」局長書ヲ寄セテ曰前次
 貴國商船表回報ノ忝ヲ謝ス而シテ貴報ハ萬國
 高船「スタチスチック」第一号出版期限後ニ達ス
 ルヲ以テ次号ニ記シ其緒言中ニ事由ヲ述ント
 ス抑貴國船舶表ハ當ニ珍奇ナルノミナラス最

140400
 是月那耳回國 (ノルウェー) 「スタチスチック」局
 長書ヲ寄セテ曰 (いわく) 前次 (=この前) 貴國商船表
 回報ノ忝 (かたじけなむ=おそれ多く思う) ヲ謝ス 而シテ
 貴報ハ萬國商船「スタチスチック」第一号出
 版期限後ニ達スルヲ以テ次号ニ記シ其緒言中
 ニ事由ヲ述ントス抑 (そもそも) 貴國船舶表ハ當ニ
 (ただに) 珍奇ナルノミナラス最

以テ裨益アリトス其計數ハ全ク貴國船舶ノ本部ヲ占ムルモノニシテ最肝要ノモノトス 其石積ハ十石ヲ以テ一噸(トン)トセリ 是レ謹テ報ヲ為ス 茲(ここ)ニ示教ヲ煩ハサント欲スルノ件アリ 若シ支那船舶ノ計數ヲ詳認スルアラバ幸ニ惠報ヲ賜ヘ同國ハ人口甚(はなはだ)多ク海岸モ亦(また)廣大ナレハ其海船就中(なかんづく=とりわけ)支那形船ノ數極メテ夥多(かた=非常に多いこと)ナラン 而レトモ我輩之ヲ知ルニ道無キヲ困ム(たしなむ=苦しむ) 只貴國學問上ノ研究ニ抛リ既ニ詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れないこと)セラレント思量シ以テ報道ヲ乞フ 又曰(いわく) 來春万国商表刊行成ラハ速ニ

以テ裨益(ひえき=役に立つこと)アリトス其計數ハ全ク貴國船舶ノ本部ヲ占ムルモノニシテ最肝要ノモノトス 其石積ハ十石ヲ以テ一噸(トン)トセリ 是レ謹テ報ヲ為ス 茲(ここ)ニ示教ヲ煩ハサント欲スルノ件アリ 若シ支那船舶ノ計數ヲ詳認スルアラバ幸ニ惠報ヲ賜ヘ同國ハ人口甚(はなはだ)多ク海岸モ亦(また)廣大ナレハ其海船就中(なかんづく=とりわけ)支那形船ノ數極メテ夥多(かた=非常に多いこと)ナラン 而レトモ我輩之ヲ知ルニ道無キヲ困ム(たしなむ=苦しむ) 只貴國學問上ノ研究ニ抛リ既ニ詳悉(しょうしつ=非常に詳しくて漏れないこと)セラレント思量シ以テ報道ヲ乞フ 又曰(いわく) 來春万国商表刊行成ラハ速ニ

進呈シ且那耳回國(ノルウェー)一二(いちに=ひとつふたつ)ノ「スタチスチック」ヲ仏文ニ訳シ併セテ貴覽ニ供セン 又曰(いわく) 貴國ト我國トハ天涯隔絶スト雖モ(いえども)己ニ世上一般ノ裨益(ひえき=役に立つこと)ト學問上ノ緣故トニ由リ幸ニ連結スルヲ得タリ 今ヨリ兩國統計局ノ間ニ於テ文書交換ノ道開クルヲ得ハ幸甚シト以テ閱覽ニ供シ併セテ回答書ヲ上申ス 其略ニ曰(いわく) 我邦商船表ノ貴邦ニ達スルヤ既ニ万国商船「スタチスチック」第一号出版成ルノ後ニアリト遺憾何ゾ堪ン 然レトモ幸ニ次号中ニ記スヘキノ報ヲ得テ我國商船ノ力量

進呈シ且那耳回國(ノルウェー)一二(いちに=ひとつふたつ)ノ「スタチスチック」ヲ仏文ニ訳シ併セテ貴覽ニ供セン 又曰(いわく) 貴國ト我國トハ天涯隔絶スト雖モ(いえども)己ニ世上一般ノ裨益(ひえき=役に立つこと)ト學問上ノ緣故トニ由リ幸ニ連結スルヲ得タリ 今ヨリ兩國統計局ノ間ニ於テ文書交換ノ道開クルヲ得ハ幸甚シト以テ閱覽ニ供シ併セテ回答書ヲ上申ス 其略ニ曰(いわく) 我邦商船表ノ貴邦ニ達スルヤ既ニ万国商船「スタチスチック」第一号出版成ルノ後ニアリト遺憾何ゾ堪ン 然レトモ幸ニ次号中ニ記スヘキノ報ヲ得テ我國商船ノ力量

量世上ニ顕ハル、ヲ欣謝ス夫ノ支那船舶ノ若
 キハ我邦未タ之ヲ詳悉(しょうしつ=非常に詳しく
て漏れのないこと)スル能ハス 慚愧(ざんき=恐縮するこ
と)々々且万国商船表及貴国一二(いちに=ひとつふた
つ)ノ「スタチスチック」ヲ仏文ニ訳シ寄送ア
 ラント謹テ厚意ノ忝(かたじけなむ=おそれ多く思う)ヲ謝
 ス 極メテ我輩ノ學問ト調査トニ廣大ノ裨益
(ひえき=役に立つこと)アラン 今ヨリ瞻望(せんぼう=遠く
見渡すこと)ニ堪ヘサルナリ 抑(そもそも)貴国ト我国
 ト甚タ遠隔スルヤ実ニ貴論ノ如シト雖モ(いえど
も)幸ニ今日學問ト事實トニ就テ相交通スルコ
 トヲ得ルニ至レリ 豈(あに=どうして)一大幸福ナラ
 スヤ 今ヨリ兩國ノ統計局ニ於テ其文書ヲ交
 換スルカ若キ(ごとき)ハ固ヨリ(もとより)希望スル
 所ナリト裁可ヲ得テ以テ発ス

世上ニ顕ハル、ヲ欣謝ス夫ノ支那船舶ノ若
 キ(ごとき)ハ我邦未タ之ヲ詳悉(しょうしつ=非常に詳しく
て漏れのないこと)スル能ハス 慚愧(ざんき=恐縮するこ
と)々々且万国商船表及貴国一二(いちに=ひとつふた
つ)ノ「スタチスチック」ヲ仏文ニ訳シ寄送ア
 ラント謹テ厚意ノ忝(かたじけなむ=おそれ多く思う)ヲ謝
 ス 極メテ我輩ノ學問ト調査トニ廣大ノ裨益
(ひえき=役に立つこと)アラン 今ヨリ瞻望(せんぼう=遠く
見渡すこと)ニ堪ヘサルナリ 抑(そもそも)貴国ト我国
 ト甚タ遠隔スルヤ実ニ貴論ノ如シト雖モ(いえど
も)幸ニ今日學問ト事實トニ就テ相交通スルコ
 トヲ得ルニ至レリ 豈(あに=どうして)一大幸福ナラ
 スヤ 今ヨリ兩國ノ統計局ニ於テ其文書ヲ交
 換スルカ若キ(ごとき)ハ固ヨリ(もとより)希望スル
 所ナリト裁可ヲ得テ以テ発ス

望スル所ナリト裁可ヲ得テ以テ発ス ○五月三
 十日太政官中始メテ統計院ヲ置キ更ニ統計ノ
 規模ヲ擴張セラル

140530

○五月三十日 太政官中始メテ統計院ヲ置キ更
 ニ統計ノ規模ヲ擴張セラル